

令和6年度

太陽光発電・蓄電池システム 設置助成のご案内

事業者の方が太陽光発電システム・蓄電池システムを設置する際の経費の一部を助成します。

受付期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）【先着順】

！設置工事完了後の申請です！

	太陽光発電システム	蓄電池システム
助成金額	1kWあたり3万円	1kWhあたり1万円
上限金額	15万円	5万円
対象経費	機器本体および付属機器の購入に要する経費、設置工事費	機器本体および付属機器の購入に要する経費、設置工事費
受付予定件数	5件	5件

※予算が無くなり次第、受付を終了いたします。

※太陽光発電システム・蓄電池システムそれぞれでの申請も可能です。

助成を受けるための条件

- 区内で未使用の助成対象機器を設置した事業所などを、所有または賃借している中小企業者・社団法人・社会福祉法人・個人事業主など大企業でない事業者であること（本社の所在地は問いません）。
- 自らの所有でない事業所などに設置する場合は、所有者の承諾を得ていること。
- 機器の設置日が令和6年4月1日以降であること。
- 同一世帯過去に同種の対象機器の設置助成を利用していないこと。
- 特別区民税・都民税を滞納していないこと。
- 法令等および公序良俗に反していないこと。

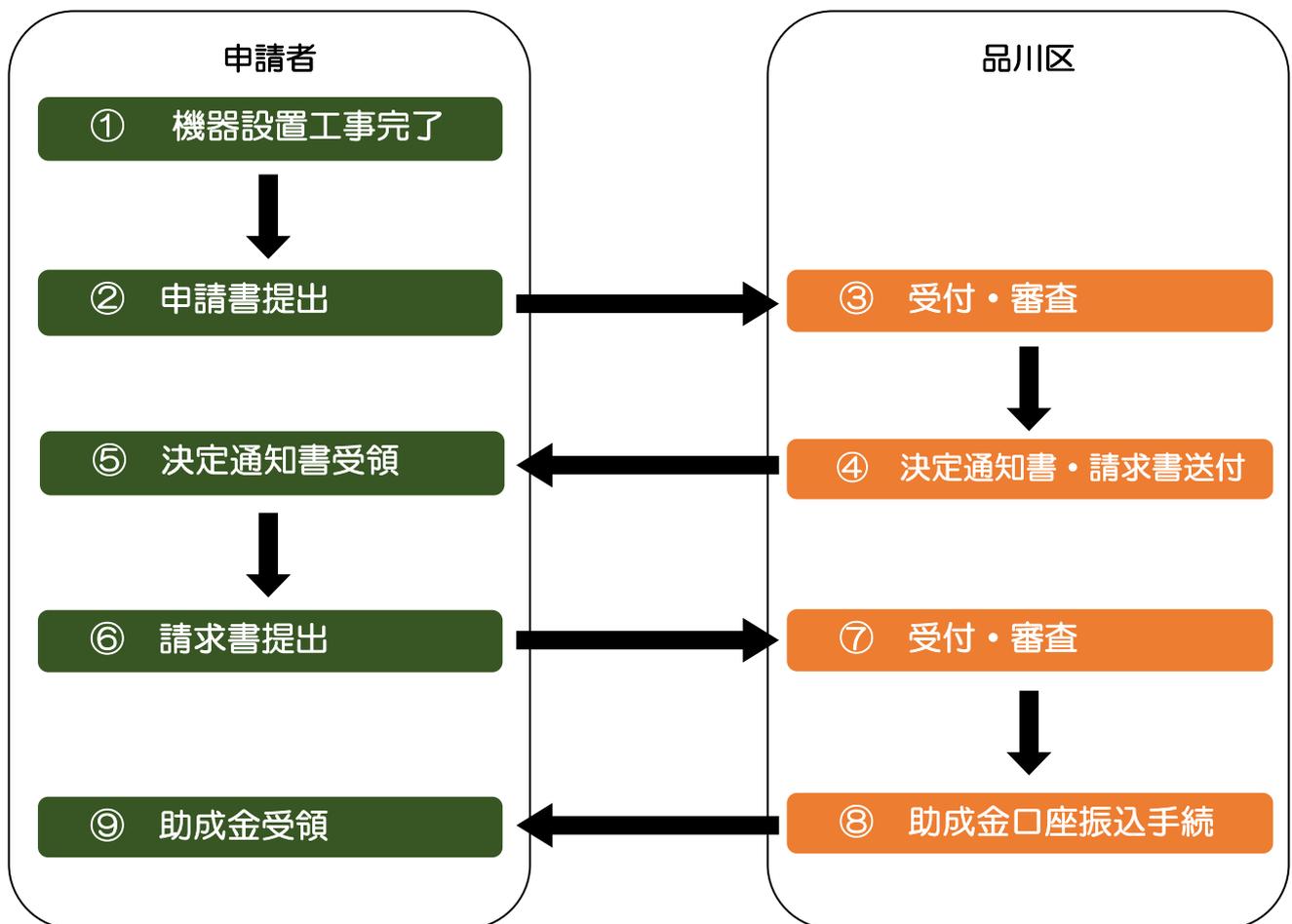
申請方法について

対象機器の設置工事完了後に、申請書と右ページの「申請書添付書類」を一式揃えて提出してください。（窓口・郵送）

※必要書類がすべて揃うまで受付はできません。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。なお、不備書類の返送は行いません。

※受付最終日の午後5時までに、必要書類をすべて提出し、環境課担当者が書類に不備がないことを確認している必要があります。

助成金受取までの流れ



その他

- 助成後はアンケートへのご協力をお願いする場合があります。
- 経年劣化などにより、太陽光発電設備のモジュールが発火し、建物火災が発生する場合があります。そのため、野地板には不燃材料を敷設するなどの配慮をお願いいたします。

申請書添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関
1	機器の設置日が確認できる書類（※1）	機器販売業者など
2	建物の全部事項証明書（発行後3カ月以内）	法務局
3	履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内）	法務局
4	機器設置に係る領収書	機器販売業者など
5	機器設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書や見積書など（「4」の金額と合計金額が一致するもの）	機器販売業者など
6	設置機器・台数が確認できる機器設置完了後の写真（撮影日要記載）	—
7	出力対比表（ <u>太陽光発電システムのみ</u> ）	機器販売業者など
8	対象機器の製造者名、型式名などが確認できるパンフレット類	機器販売業者など
9	令和5年度 法人事業税納税証明書（※2）	都税事務所
10	承諾書（設置した建物が自己のみの所有でない場合）	—

※1 工事の完了報告書、工事完了日が記載された請求書、機器の保証開始日が記載された書類などが該当します。該当する書類がない場合は、**機器の設置日に関する申立書**の提出が必要です。

※2 個人事業主の方は所得税の納税証明書のご提出をお願いいたします。

※その他必要に応じ、上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

●ホームページからダウンロードできるもの

- ・品川区太陽光発電システム等設置助成金交付申請書
- ・機器の設置日に関する申立書
- ・承諾書（設置した建物が自己のみの所有でない場合）

対象機器の要件

機器の種類	機器の要件
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること（VDE・TUV・Reinland・UL など）。
蓄電池システム	一般財団法人環境共創イニシアチブ（SII）において、蓄電システム製品として登録されているもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること。

※それぞれの機関のホームページに、認証製品の登録リストが掲載されています。

※公益財団法人東京都環境公社の「東京ソーラー屋根台帳」で、ご自宅の屋根の太陽光発電への適合度を確認できます。

※東京都の助成金とも併用可能ですが、対象条件が異なりますのでご注意ください。



注意事項

- ◆ 機器の設置を、令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に行った方が対象です。上記期間前・後に設置完了の場合、今年度助成を受けることはできません。
- ◆ 申請に必要な書類が揃った方から先着順に受け付け、審査し、助成を行います。予算が無くなり次第終了となります。
- ◆ 機器の稼動に関係のない付属品などの経費は対象になりません。
- ◆ 以前この制度を利用した方が、再度助成を受けることはできません。
- ◆ 算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
- ◆ 請求書の押印は、シャチハタ不可です。朱肉を使う印鑑（認印可）をご利用ください。

よくある質問

Q.1 他の助成制度と併用できますか。

A.1 併用できます。他の助成制度で既に助成を受けている、または受ける予定の場合でも、品川区からの助成金と他の助成制度からの助成金の合計額が、助成対象経費（機器本体および付属機器の購入に要する経費、設置工事費）の金額を超えない範囲ならば、品川区から助成を受けることが可能です。

Q2 助成の残り件数・残り予算を教えてください。

A2 ホームページに、助成決定状況を載せています。定期的に更新していますので、ご確認ください。

提出・問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係

〒140-8715 品川区広町2-1-36本庁舎6階

TEL 5742-6949

FAX 5742-6853